

令 7 厚 政 第 597 号
令和 7 年(2025 年)11 月 20 日

関 係 社 会 福 祉 施 設 等 の 長
各 介 護 保 険 施 設 の 長 様
関 係 介 護 保 険 事 業 所 の 管 理 者
関 係 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所 等 の 管 理 者

山 口 県 健 康 福 祉 部 長

社会福祉施設等における今冬の急性呼吸器感染症（ARI）への総合対策の推進について

社会福祉施設等における感染症予防対策につきましては、平素から格別の御尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、厚生労働省から別添のとおり通知がありました。

ついては、当該通知に添付されている「今冬の急性呼吸器感染症（ARI）への総合対策の推進について」及び「令和 7 年度 急性呼吸器感染症（ARI）総合対策に関する Q & A」に留意され、急性呼吸器感染症の感染予防・まん延防止対策に万全を期していただきますとともに、急性呼吸器感染症の感染が疑われる場合には、嘱託医や協力医療機関と連携の上、速やかに医療機関で受診するなど、適切かつ迅速な対応をお願いします。

なお、予防接種の取扱いにつきましては、下記 1 及び 2 のとおりです。

おって、社会福祉施設等において、急性呼吸器感染症による感染が確認された場合には、下記 3 から 4 により、管轄の県健康福祉センター（保健所）及び県所管課に速やかに報告いただくとともに、通所施設においては、臨時休業の検討・対応についてもよろしくお願いします。

記

1 急性呼吸器感染症の予防接種について

接種は入所者等の意思に基づきその責任において行われるものであり、入所者等の意思確認を行わずに一律に接種を行うものであってはならないことに留意するとともに、接種にあたっては、嘱託医等とよく相談の上、その意義、有効性、副反応の可能性等を十分に説明した上で行うこと。

また、入所者等の意思確認が困難な場合には、家族、嘱託医等の協力を得ながら、可能な限りその意思確認に努め、接種希望であることが確認できた場合に接種を行うこと。

2 急性呼吸器感染症の予防接種に要する費用について

接種に要する費用（公費により負担される者については、一部実費徴収される費用）については、原則として本人等の負担となるが、従来の扱いのとおり施設の判断により措置費（運営費）から支出して差し支えないこと。

ただし、児童入所施設入所者（母子生活支援施設入所者及び契約により障害児入所施設に入所している者を除く。）については、原則として本人等の負担とせず、施設において措置費の事務費として支出すること。

併せて、職員の任意接種についても必要に応じ受けられるよう配慮すること。

3 急性呼吸器感染症様疾患の発生に関する報告について

診断した医師により症状や所見から急性呼吸器感染症が疑われ、次のいずれかに該当する場合は、速やかに県健康福祉センター（保健所）及び県所管課に報告すること。

なお、報告様式については、初回報告は別紙様式1を使用し、発症が継続する場合は別紙様式2を使用すること。

- ① 死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合
- ② （同一感染症による）累計患者数が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ③ ①及び②に該当しない場合であっても、特に施設長が報告を必要と認めた場合

4 通所施設等における臨時休業について

（1）臨時休業の基準

通所施設等における臨時休業については、平成22年度から、通所施設等が自主的に休業措置を講ずることとしたところであり、目安となる「臨時休業の基準」は次のとおりである。

臨時休業の基準	・施設の利用者、職員等に対し20～30%程度の急性呼吸器感染症様症状による欠席等がある場合、臨時休業とする。 ・欠席等の割合の算定に当たっては、個々の施設の利用実態に応じて算定する。
休業の期間	通常3～5日

（2）臨時休業に際しての留意事項

患者発生時の臨時休業等を適切に実施し、蔓延防止に努めること。

なお、臨時休業の実施や休業期間の設定の判断に迷う場合は、管轄の県健康福祉センター（保健所）や患者のかかりつけ医に相談すること。

（3）臨時休業に係る報告

通所施設等において自主的に臨時の休業措置を取る場合は、速やかに県所管課に電話等により報告すること。

【各施設等所管課・班長】

厚政課	地域保健福祉班	主査	松富	083-933-2724
	保護医療班	主査	益本	083-933-2727
長寿社会課	施設班	主査	小八重	083-933-2793
	介護保険班	主幹	田村	083-933-2774
障害者支援課	在宅福祉推進班	調整監	金子	083-933-2764
	施設福祉推進班	主査	倉重	083-933-2735
こども政策課	保育・母子保健班	主幹	河杉	083-933-2747
こども家庭課	児童環境班	主査	清水	083-933-2731